l　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

l1 ≦ 7,000 のとき　l1 × 0.02

7,000 ＜ l1 のとき　（l1 － 7,000）× 0.03 ＋ 140

算式の符号

l1　l2 を 0.060 で除して得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を l3 で除して得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

l2　市町村税課税状況調第 20 表の表側「平成 28 年度」のうち「７月」から「３月」まで及び「平成 29 年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合算額

l3　市町村税課税状況調第 20 表の表側「平成 28 年度」のうち「７月」から「３月」まで及び「平成 29 年度」のうち「計」、表頭「納税義務者数」欄の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数

m　前記 l3 に同じ。

D　第 18 条第３項第１号の算式の符号Ｂに同じ。

D'　前項の算式の符号B'に同じ。

α　次の算式によつて算定した率

算式

（ｎ／ｏ）× 0.98975

ｎ／ｏに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

ｎ　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

n1 －（n2 ＋ n3）× 0.984

算式の符号

n1　前項の規定によつて算定した額

n2　第 18 条第３項第１号の算式の符号Ｂに同じ。

n3　前項の算式の符号B'に同じ。

ｏ　改正前の省令附則第 12 条の３第１項の規定によつて算定した額

（地方消費税に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十二条の四　当分の間、法附則第七条の三第一項に規定する加算する額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

｛（A × 0.00495642）－（A × 0.00247821）｝× 0.25 ＋｛（A × 0.00174067）－（A × 0.00087033）｝× 0.25

（地方消費税に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十二条の四　当分の間、法附則第七条の三第一項に規定する加算する額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

｛（A × 0.00507224）－（A × 0.00253612）｝× 0.25 ＋｛（A × 0.00191782）－（A × 0.00095891）｝× 0.25